

# 魅力協・CSモデル事業などに関するQ & A

## 1 魅力協の会議では、どのようなことを話しているのでしょうか。



学校の運営方針の中に「心優しい子どもを育てる」とあるけれど、魅力協ではどんなことができるかな。

→

学校の基本方針の案をはじめ、学校運営全般のことや、学校と子どもたちの良いところや課題について、校長に意見を述べます。

登下校の見守り活動をやっている、気づいたことはありますか？

→

保護者・地域が学校に支援・協力できることや、活動の改善点などを話し合います。



学校についてのアンケートにご回答ください。

→

学校教育の成果を評価する「学校関係者評価」を行います。

## 2 今後の魅力協について、宇都宮市ではどのように考えているのでしょうか。

→ 全国に先駆けて、会議と地域学校協働活動を一体的に推進してきた魅力協は、子どもたちや学校のため、様々な活動に取り組み、「学校教育の充実」と「地域ぐるみの子育て」を推進してきました。

今後も、全国に誇れる魅力協の充実を図ってまいります。



## 3 宇都宮市の魅力協は、なぜCSではないのでしょうか。すぐにCSにしないのでしょうか。

→ CSでは、国の法律に基づく学校運営協議会の設置が必要です。

宇都宮市には魅力協があっても学校運営協議会がないため、CSとは認められていません。

宇都宮市では、魅力協がこれまで築き上げてきた、活動経験やノウハウ、ネットワークなどの良さを損なわずに将来へつなげていくため、CSの導入については、慎重に進めていきたいと考えています。

#### 4 国は、CSにはどのような効果があるとしているのでしょうか？

##### 子どもたちにとって

安心して学校に通えるよ！

自分のまちが好きになったよ！



学校の授業でいろいろなことができて面白い！

年上の人と話をして、色々な考え方があるなって発見できました！



授業以外の勉強の場があって集中できます。

##### 保護者にとって

学校や地域のことがよく分かりました。



保護者同士や、地域の人との関係ができて、心強いです。

地域のなかで子どもが育てられている安心感があります。

##### 地域にとって



子どもたちから、元気もらったり、教わったりすることもたくさんあります。

それぞれの経験を生かせ、やりがいや生きがいを感じることができます。

学校が地域のよりどころになっています。



##### 学校の先生にとって



学校の授業や行事など、子どもたちの教育活動が充実します。

ご協力のおかげで、子どもたちと向き合う時間が確保できます。



保護者・地域の方と一緒に授業をつくることで、教員としての視野が広がりました！



宇都宮市の魅力協の会議や活動の中で、今できていることもたくさんあるよ♪

## 5 魅力協やCSは、学校評議員制度やPTAとは違うものなのでしょうか。

→ 魅力協やCSは、地域の住民や団体等が参画して「地域とともにある学校づくり」を実現する仕組みです。

学校評議員制度は、校長の求めに応じ、学校運営に意見を述べる制度です。

PTAは、保護者や先生が組織する、任意の社会教育団体です。

仕組み・制度	学校評議員制度	魅力ある学校づくり地域協議会	CS（学校運営協議会制度）
宇都宮市での実施時期	H12～H18	H18～	CSモデル事業として検討中
立場	校長が任命する個人	無償のボランティア	特別職の地方公務員（非常勤）
組織的活動	想定なし	組織的な活動の広がりがある。	組織的な活動の広がりがある。
役割の明確化	校長から評議員個々人に質問する。	地域協議会において、学校運営や必要な支援、活動について協議する。	合議制によって、学校運営に関する承認をする。必要な支援について協議する。
報酬	自治体による	なし	あり

## 6 CSモデル事業を実施する魅力協では、何が変わるのでしょうか。

→ CSモデル事業においても、魅力協の会議と活動を実施していくという構成や、これまで続けてきた個々の活動は、変わりません。魅力協の年3～5回の定例的な会議が、学校運営協議会になるイメージです。

## 7 現在の魅力協の会議と、CSモデル事業の会議（学校運営協議会）は、どのようなところが違うのでしょうか。

→ ほとんど同じであると考えています。異なる点は、CSでは、学校運営の基本方針の「承認」が必須となることです。

## 8 「承認」とは、何をするのでしょうか。

→ 現在の魅力協の会議と同様に、校長による学校運営の基本方針の説明に対し、委員が質問や意見を述べ、その上で、承認できるかを話し合ってください、学校運営協議会としての決定をします。



**9 現在の魅力協では委員の「委嘱」、CSモデル事業では委員の「任命」とありますが、この違いの意味は、どのようなもののでしょうか。**

→ 魅力協の場合、委員として魅力協の会議や地域学校協働活動への協力をお願いしており、このことを「委嘱」としています。

CSモデル事業の場合、さらに、委員として特別職の地方公務員としての身分を担っていただくことから、「任命」と使い分けています。

**10 CSモデル事業では、学校運営に関する意見を校長に加えて教育委員会へ述べるができるようになりますが、どのようなねらいがあるのでしょうか。**

→ 広く地域や保護者などの意見を学校運営に反映させる観点から、主体的に意見を申し出ることができることを明確化したものです。

なお、現在の魅力協では、校長に対して意見を述べるすることができます。

**11 CSモデル事業では、教職員の配置について意見を述べるができますが、どのようなものなのでしょうか。特定の個人について意見を述べられるのでしょうか。**

→ 現在の魅力協と同様に、特定の教職員についての意見ではなく、例えば「たくましい子どもを育てます」という学校運営の基本方針がある場合に、「体力向上に関する指導ができる先生をもっと配置してほしい」というような、学校運営の基本方針に沿った学校教育を実現するための意見です。

**12 CSモデル事業を実施する魅力協では、これまで無償だった活動が有償になるのでしょうか。**

→ これまで委員やボランティアの皆様には、無償で参加いただいておりますが、CSモデル事業では、任命された委員が学校運営協議会としての会議に出席した場合に報酬をお支払いします。そのほかの活動については、引き続き無償となります。

**13 報酬の額はどのくらいでしょうか。**

→ すでにCSを導入しているほかの自治体の例を見ますと、年額3,000円～10,000円

や、会議出席1回につき2,000円～3,000円など、様々な規定があります。具体的には今後決定していきます。

**14 報酬を受け取ることで、勤務先に手続きが必要になるのでしょうか。**

→ 勤務先の規定に抛ります。詳細については、今後作成するCSモデル事業実施要項（仮称）などに記載していきます。



(このQ & Aに関するご質問・お問い合わせ)

宇都宮市教育委員会生涯学習課028-632-2679

u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp

学校教育課028-632-2728

u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp